

歯周疾患検診を受けましょう

歯周疾患は自覚症状が少なく、気がつかないうちに進行してしまいます。歯周疾患を予防・早期発見するため、歯科検診と保健指導を行います。

対象者●平成24年度中に40歳、50歳、60歳、70歳になる方
(対象者には個別に通知します)

検診期間●7月から12月までの6カ月間

実施機関●美郷町、大仙市、仙北市の協力指定歯科医療機関

個人負担額●800円

協力指定歯科医療機関の窓口でお支払いください。ただし、次の方は無料です。

- ・70歳の方
- ・生活保護世帯の方
- ・町民税非課税世帯の方

受診方法●協力指定歯科医療機関に電話で予約をしてください。

- ・検診を受ける際は、事前に送付されている個人通知書と健康保険証を必ずお持ちください。生活保護世帯の方は「生活保護受給者証」を提示してください。
- ・町民税非課税世帯の方は、受診する前に保健センターにご連絡ください。

医療講座を開催します

日時●7月20日(金) 午後1時30分～午後3時

会場●美郷町保健センター

内容●「熱中症の予防について」

講師 仙南診療所 院長 照井 哲氏

操体法研修会を開催します

操体法とは、肩こり、腰痛、膝の痛みなどに対し、「気持ちのよい方向に動かして痛みを軽くする」という健康法です。

毎年ご指導いただいている、小崎順子先生を今年度も講師にお迎えし、研修会を開催します。体の痛み・不調にお悩みの方、体のゆがみを治したい方、どなたでも参加できます。

日時●7月20日(金) 午前10時～11時30分

会場●美郷町保健センター

講師●小崎順子氏(岩手県奥州市：小崎治療院)

内容●講話・実技

「体のゆがみをとりましょう

～操体法で気持ちのよい毎日を～」

申込●7月13日(金)まで保健センターにお申し込みください。

操体法同好会に入りませんか?

今年度も下記の日程で開催します。心地よく体を動かすことで、体の痛みをやわらげ、心身ともにリフレッシュしましょう。途中からの入会も随時受け付けますので、お気軽にご参加ください。

開催日程

平成24年	平成25年
7月20日(金) ※研修会	1月21日(月)
9月10日(月)	2月18日(月)
10月15日(月)	3月11日(月)
11月19日(月)	
12月17日(月)	

時間●午前10時～11時30分

場所●美郷町保健センター

問い合わせ●町福祉保健課 健康対策班(美郷町保健センター内) ☎0187(84)4900

児童手当を受給されている皆様へ

6月以降も引き続き手当を受けるためには「児童手当特例給付 現況届」を提出する必要があります。まだ提出されていない方は、児童手当を受給できない場合がありますので、町福祉保健課まで提出してください。

また、出生・転入・転出による児童数の増減など、届出済みの内容に変更があった場合にも手続きが必要になります。詳細については下記までお問い合わせください。

問い合わせ●町福祉保健課 福祉班
☎0187(84)4907(内線1505)

美郷町戦没者追悼式を開催します

戦没者を追悼し、恒久の平和を祈念するため、次のとおり「美郷町戦没者追悼式」を行います。ご遺族の方々や町民の皆さんのご参列をお願いします。

日時●7月25日(水) 午前10時～午前11時
受付/午前9時～

場所●美郷町公民館

主催●美郷町遺族会

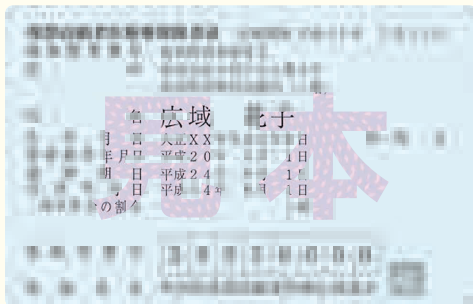
問い合わせ●美郷町遺族会事務局
(町福祉保健課 福祉班)
☎0187(84)4907(内線1505)

後期高齢者医療の「保険証」が更新されます

8月1日に更新されます 後期高齢者医療の保険証

後期高齢者医療の「保険証」は毎年8月1日に更新されます。新しい保険証は7月下旬に簡易書留郵便で送付されます。申請手続きの必要はありません。

8月1日以降は新しい保険証を使用してください。また、保険証は被保険者の所得に応じて自己負担割合が1割の場合と3割の場合がありますので、確認してください。



▲新しい保険証

【現在使用している保険証】

有効期限●平成24年7月31日まで

※8月1日以降は使用できません。

【新しい保険証】

有効期限●平成24年8月1日から

平成25年7月31日まで(1年間)

新規交付は申請してください

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

平成23年中の所得で世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1カ月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けられます。

現在、交付を受け、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方には、8月1日から有効となる新しい認定証を保険証と一緒に送付します。

なお、これまで交付を受けていない方は申請が必要です。新規に交付を希望する方は、町福祉保健課医療保険班に申請してください。

後期高齢者医療の「保険料」が決定しました

7月中旬に送付します 後期高齢者医療保険料決定通知

平成23年中の所得に応じて確定した平成24年度の後期高齢者医療保険料を7月中旬に通知します。

保険料の納付方法は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）があります。原則として特別徴収（年金からの徴収）になっていますが、口座振替に変更することができます。詳しくは町福祉保健課医療保険班までご相談ください。

所得に応じて軽減されます 平成24年度保険料軽減措置

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」があります。

【均等割額】 39,710円

【所得割額】 基礎控除後の被保険者本人の総所得金額×8.07%

また、保険料は世帯主および被保険者の所得に応じて、右の表の通り軽減されます。

■均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額が次の基準を超えない世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,956円
被保険者全員の年金収入が80万円以下で、そのほか各所得がない	9割	3,971円
基礎控除額(330,000円) +245,000円×被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)	5割	19,855円
基礎控除額(330,000円) +350,000円×被保険者の数	2割	31,768円

■所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等(基礎控除後)	軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合は153万円～211万円以下)	5割

■職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

該当する方の条件等	軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に職場の健康保険等の被扶養者であった方	9割	3,971円

※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入していた方は軽減措置の対象になりません。

問い合わせ●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907